

H28年度 実務講習会 質疑応答

講習会当日は、質疑応答の時間が取れず申し訳ございませんでした。

アンケート等後日頂戴したご質問で代表的なものを以下に回答いたします。

	質疑	回答
1	<p>【防火設備検査について】</p> <p>1.常開防火設備の報告は、建築物調査と別の報告書になるのでしょうか？</p> <p>2.常閉の防火設備の運動エネルギーやテンションの測定は防火設備検査新設によって建築物調査から除外されたのですか？</p>	<p>【防火設備の調査・検査の区分について】</p> <p>定期報告で対象としております防火設備と調査・検査区分は、今回H28年改正で明確化されました。</p> <p>①常時閉鎖式の防火設備 ⇒ 建築物調査</p> <p>②随時閉鎖式の防火設備 ⇒ 防火設備検査</p> <p>③外壁開口部に設ける防火設備 ⇒ 建築物調査</p> <p>④防火ダンパー ⇒ 建築設備検査</p> <p>(回答1)</p> <p>②は、新たに防火設備検査が別報告(別様式)で求められます。</p> <p>(回答2)</p> <p>調査項目は除外されておりません。上記のように建築物調査と防火設備検査で重複しないように区分されたのみです。よって、常閉防火設備は今まで通り建築物調査でH20年告示282号に基づき運動エネルギーやテンションの測定も含め調査してください。</p>
2	<p>【外壁タイルの全面打診について】</p> <p>打診棒で手の届く範囲の打診でよく、全面打診まで必要ないと考えますが？</p>	<p>(回答)</p> <p>告示の調査方法で、10年を超え3年以内に全面打診調査を求めており、必要となります。</p> <p>大阪でも外壁タイルの落下事故が最近でも起っております。定期調査が十分なされていなかったことが事故を未然に防げなかった要因の一つと言われており、益々定期調査の重要性がクローズUPされております。</p>
3	<p>【建築士資格について】</p> <p>一級、二級建築士であれば調査・検査資格はあるということですが</p> <p>1.講習会を受けないと実務が出来ないのでしょうか？</p> <p>2.建築士事務所登録の更新をせず定期報告の業務はできますか？</p>	<p>(回答1)</p> <p>一級、二級建築士であれば資格は満足しており、調査・検査を行っていただけます。今回の実務講習会を受講しないと資格が得られない訳ではありません。ただし、実務を行うに当たっては十分な知識をもって準備し臨んでください。</p> <p>(回答2)</p> <p>建築士法第23条に抵触する恐れがあります。その場合は業務はできません。</p>